

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2012（案）」
 に対して寄せられた意見及び総務省の考え方

別紙2

「意見」で引用しているページは、意見招請時の（案）のページ。

1. 定点的評価
 （領域全般）

頁	意見	総務省の考え方
意見1-1	サービス品質やサービス変更コストを新たな指標として取り扱うことに賛同。料金水準等と市場支配力の関係について踏み込んだ分析・評価が必要。また、SIMロック解除の推進状況や、加入電話からOABJ-IP電話への移行に係る事業者乗り換え状況等をより詳細に分析・評価すべき。	考え方1-1
1	<p>定点的評価における基本データとして、サービスの料金等に加えて、サービス品質やサービス変更コストを新たな指標として取り扱うことに賛同いたします。</p> <p>移動系通信サービスの料金体系は極めて複雑化・多様化しており、利用者が料金を正確に把握したり、事業者間で比較したりすることは容易でないことから、利用者は料金水準の適正性を判断できない恐れがあると考えます。そのため、利用者利益の確保の観点から、国内および海外の移動系通信市場（MVNOを含む）における料金水準等の動向を比較しつつ、料金水準等と移動系通信事業者の市場支配力との関係について踏み込んだ分析・評価が必要と考えます。</p> <p>また、事業者間での乗り換えを阻害する要因を把握する観点から、次の点に留意して分析・評価することが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 移動系通信事業者が端末のSIMロック解除を希望する利用者に対して求める手続き等は、MVNOを含む他事業者への乗り換えを阻害する要因となる懸念があることから、移動系通信事業者毎のSIMロック解除件数（利用者数）を明らかにした上で、SIMロック解除の推進状況を詳細に分析・評価する。 □ 加入電話から他事業者のOABJ-IP電話への移行について、NTT東西殿が進めるメタルから光ファイバへのマイグレーションを踏まえると、番号ポータビリティに関する手続（回線名義人確認等）の簡便性等の優位性により、事業者乗り換えを阻害する要因が生じ得る余地があることから、OABJ-IP電話への移行に係る事業者乗り換え状況等をより詳細に分析・評価する。 <p style="text-align: right;">【ケイ・オプティコム】</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、料金水準等と市場支配力の関係や、SIMロック解除の推進状況、加入電話からOABJ-IP電話への移行に係る事業者乗り換え状況等をより詳細に分析・評価すべきとの御意見については、本実施細目案にあるとおり、それぞれ基本データ又は評価に当たっての勘案要素として分析を行った上で、様々な要素を総合的に勘案し、評価を行ってまいりたいと考えています。</p>

意見1-2	市場全体を分析していく際には、一義的な評価をすることのないよう複数の指標を使うと共に、多面的な評価を行うよう留意すべき。	考え方1-2
	<p>本年度より新たに「サービス品質」等を基本データに追加することとされていますが、そうした新たなデータも踏まえ、市場全体を分析していく際には、一義的な評価をすることのないよう複数の指標を使うと共に、利用者がサービス選定する際の様々な要因についても加味し、多面的な評価を行うよう留意して頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>本実施細目案において、「電気通信サービスは多様化・複雑化を重ねており、その市場への影響を多様な側面から把握し、適切に分析していく必要がある」としているところであり、市場規模や事業者別シェア等の基本データに加え、様々な要素を総合的に勘案し、評価を行ってまいりたいと考えています。</p>
意見1-3	サービス品質を分析する1つの指標として通信速度を取り扱う場合は、事業者の公表するカタログスペックの通信速度だけではなく、実際のスループットを含めた分析を行うことがユーザの利用状況の実態を捉えた分析・評価につながる。	考え方1-3
	<p>・2012年度の競争評価において、サービス品質を分析指標として取り扱うとありますが、仮にサービス品質を分析する1つの指標として通信速度を取り扱う場合は、通信速度はユーザのサービス利用環境や、回線の混雑状況等の影響を受けることを踏まえ、事業者の公表するカタログスペックの通信速度だけではなく、実際のスループットを含めた分析を行うことがユーザの利用状況の実態を捉えた分析・評価につながるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	<p>本実施細目案において、「電気通信サービスは多様化・複雑化を重ねており、その市場への影響を多様な側面から把握し、適切に分析していく必要がある」としているところであり、サービス品質の1指標である通信速度に関しても、多様な側面から分析することとしています。</p>
意見1-4	四半期単位に細分化したフロー(純増数)による分析・評価や市町村等、各事業者の参入エリア単位での分析・評価を行うべき。	考え方1-4
	<p>・併せて、市場の構造変化をタイムリーにかつ多面的に評価する観点から、ストック(契約数)での分析・評価に加え、例えば四半期単位に細分化したフロー(純増数)による分析・評価や都道府県単位ではなく、市町村等、各事業者の参入エリア単位での分析・評価を行うことも必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	<p>純増数による分析・評価については「電気通信事業分野における競争状況の評価2011」(2012年9月)において既に行っているところです。また、市町村等、各事業者の参入</p>

		エリア単位での分析・評価に関する御意見については今後の分析・評価に当たっての参考とさせていただきます。
--	--	---

(データ通信 (移動系))

頁	意見	総務省の考え方
意見1-5	単独での市場支配力およびその行使の可能性についてNTTドコモ以外の事業者についても検証すべき。	考え方1-5
1	<p>単独での市場支配力およびその行使の可能性の評価については、国内市場におけるシェアに注目し、当社のみが対象となってきましたが、ソフトバンク殿によるスプリント・ネクステル殿買収(2012年10月15日ソフトバンク殿発表)は同社も買収の狙いとして述べられているように、ソフトバンクモバイル殿の端末や通信設備の調達力など規模の経済性が増すと考えられます。市場支配力の定義である「事業者がその意思によってある程度自由に、価格、品質、数量、商品選択の多様性その他各般の条件を左右する力」に鑑み、規模の経済性により同社の市場支配力が大きく向上することは必至であります。したがって、単独での市場支配力およびその行使の可能性について当社以外の事業者についても検証すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【NTTドコモ】</p>	<p>「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針」(2012年2月)において「単独の事業者による市場支配力とは、画定された市場において、特定の事業者が他事業者より抜きん出たシェアや競争上の優位性を獲得することで支配的地位を形成し、かかる地位を基にして、他事業者が競争的に行動するかどうかにかかわらず単独で行使することができる市場支配力を意味する。」としているところであり、御指摘の点も含む市場の動向を踏まえた上で、分析・評価を実施いたします。</p>
意見1-6	ソフトバンクモバイルとイー・アクセスとの共同による市場支配力の行使の可能性についても、詳細な検証を実施すべき。また検証の際には事業者グループ毎の割当帯域幅の差異に着目すべきであり、同一資本関係にある他のMNOのネットワークを利用した複合サービスの提供状況についても踏まえるべき。	考え方1-6
1	ソフトバンク殿傘下となる見込みのイー・アクセス殿(2012年10月1日ソフトバンク殿およびイー・アクセス殿発表)については、ソフトバンクモバイル殿と同一資本グループに属す	共同での市場支配力の行使の可能性に関する御意見については、今後

	<p>ることが見込まれます。</p> <p>両社は、無線ネットワークやバックボーン回線、鉄塔等のリソースを相互利用し競争上のシナジーを発揮すると明言しており、共同で市場支配力を行使し得る立場となりえます。一方でイー・アクセス殿に対しては、現状、二種指定規制等のその行使を抑止・牽制する規制は適用されておりません。仮に両社の間で採算を度外視した無線ネットワークの相互利用等の不透明な処理が行われる事態となれば、二種指定等の規制の潜脱につながりかねません。</p> <p>両社による共同支配が可能な状態であることは明白であり、本年4月に禁止行為規制の事業者を指定するガイドラインの「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者（移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者）の指定に当たっての基本的考え方」に「総合的な事業能力を測定するための諸要因」として「共同支配」が追加されたことも踏まえると、ソフトバンクモバイル殿に加えイー・アクセス殿との共同による市場支配力の行使の可能性についても、詳細な検証を実施すべきであると考えます。</p> <p>また、検証を実施する際には、移動体通信市場における競争力の源泉の一つとして、契約数・収益シェアだけでなく、各社に割り当てられた周波数帯域幅があり、周波数帯域幅の状況の考察においては、事業者グループ毎の割当帯域幅の差異に着目すべきであり、MNOが同一資本関係にある他のMNOのネットワークを利用した複合サービスの提供状況についても踏まえるべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【NTTドコモ】</p>	<p>の事業者の動向等も踏まえた上で、分析・評価を実施いたします。</p> <p>なお、検証の際に事業者グループ毎の周波数帯域の差異に注目すべきとの御意見については、専門的な検討が必要であることから、今後の検討課題として考えているところで</p>
意見1-7	<p>SIMロック解除の動向について、基本データとして取り扱うことは適切な判断であり賛同。本競争評価において詳細な検証を実施し、利用者の立場に立った取組に努めていない事業者が存すると評価される場合は、現行の「SIMロック解除に関するガイドライン」を早急に見直すべき。</p>	考え方1-7
2	<p>SIMロック解除の動向について、サービス変更コストの重要な指標であるとし、評価に当たっての勘案要素の扱いから変更され、基本データとして取り扱うことは適切な判断であり、賛同いたします。</p> <p>しかしながら、「SIMロック解除に関するガイドライン」において「事業者は、SIMロック解除について、本ガイドラインに沿って、利用者の立場に立った取組に努めるものとする」とされたにも係らず、未だにごく一部の機種しか対応しない事業者が存在するなど、事業者間の取組み格差が顕在化し、ガイドラインの趣旨が大きく損なわれています。加えて、特定の端末においては、仮にSIMロック解除がなされたとしても、ソフトウェアによって特定の事業</p>	<p>SIMロック解除の動向について、基本データとして取り扱うことに関しては、基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、「SIMロック解除に関するガイドライン」を見直すべきとの御意見については、個別の政策の方向性に関する御意見として、今後の行</p>

	<p>者の利用が制限される例も生じております。</p> <p>また、LTEについては当社・KDDI殿・ソフトバンクモバイル殿が共通の方式（FDD-LTE）を採用した他、Wireless City Planning殿のAXGPやUQコミュニケーションズ殿が今後提供予定のWiMAX2.1は、ともにTD-LTE方式に互換がある等、キャリアスイッチにおけるSIMロック解除の需要は益々高まることが想定されます。</p> <p>このような環境下における今後の更なるLTEの進展も踏まえ、公正競争及びユーザー利便性の観点から、本競争評価において、SIMロック解除の動向について詳細な検証を実施し、利用者の立場に立った取組に努めていない事業者が存すると評価される場合は、現行のガイドラインを早急に見直すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【NTTドコモ】</p>	<p>政の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>
意見1-8	<p>SIMロック解除に関し、通信方式や利用周波数帯の違いから生じる各社間の技術的な障壁により、市場全体で機能しているとは必ずしも言い切れない利用実態を踏まえるべき。</p>	<p>考え方1-8</p>
	<p>本年度より基本データに「SIMロック解除の状況」を追加し、通信サービス変更コストの指標として分析に用いられることとされていますが、SIMロック解除した端末を他の通信事業者で契約する場合、通信方式や利用周波数帯の違いから生じる各社間の技術的な障壁により、非常に限定的な利用となっています。従い、移動系通信市場全体における評価に当たっては、現状としてSIMロック解除が市場全体で機能しているとは必ずしも言い切れない利用実態を踏まえた内容となるよう、十分に留意頂くよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>SIMロック解除に関しては、事業者毎の対応、通信方式や利用周波数帯の違い等も踏まえたSIMロック解除の状況を分析することとしています。</p>
意見1-9	<p>一概にデータ通信専用端末のみを切り出して分析しても、当該市場を正確に把握することには繋がらない。</p>	<p>考え方1-9</p>
	<p>本年度より、「データ通信専用端末」が、移動系通信市場の中で今後の成長が見込まれる分野として、通信トラフィックの逼迫のバロメータとしての役割が高まると考えられることから、基本データの一部として収集されることとされています。しかし、昨今、テザリングや公衆無線LAN等の普及や準定額制プランの導入により、データ端末における通信回線の利用は変化しつつあり、一概にデータ通信専用端末のみを切り出して分析しても、当該市場を正確に把握することには繋がらないものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>本実施細目案では、「電気通信サービスは多様化・複雑化を重ねており、その市場への影響を多様な側面から把握し、適切に分析していく必要があることから、基本データの整理・拡充を図る」こととしており、「データ通信専用端末等の動向」についても、移動系通信市場において様々な</p>

		要素を総合的に勘案し、評価を行う際の基本データの1つとして取り扱うこととしております。
--	--	---

(データ通信 (固定系))

頁	意見	総務省の考え方
意見1-10	エンリーメニューの効果について、年度毎に評価を行うべき。	考え方1-10
	<p>平成 24 年 3 月 29 日 情報通信行政・郵政行政審議会 答申において「分岐単位接続料設定の適否については、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、NTT東西殿という）の光配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエンリーメニューの早期導入を図ることが適当」と整理されました。</p> <p>エンリーメニューに関しては、「多様な事業者のFTTHサービス市場への参入の弾力化」を目的として導入された方策であることから、当該メニューの効果について、年度毎に評価を行うべきと考えます。具体的には、都道府県別、箇所数、回線数、採用事業者数等が考えられます。</p> <p style="text-align: right;">【DSL事業者協議会】</p>	<p>複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の効果に関する御意見については、個別の政策の方向性に関する御意見として、今後の行政の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>
意見1-11	自治体IRUを活用したサービス提供状況についても、基盤整備率及び基盤利用率の観点から評価を行うべき。	考え方1-11
	<p>データ通信（固定系）に関しては、別紙2「事業者側から収集する主な情報」として集めている①参入が進んでいないエリアの状況 自治体IRUを活用したサービス提供状況についても、基盤整備率及び基盤利用率の観点から評価を行うべきです。なお、評価軸として都道府県別、箇所数、回線数に加え、選定事業者以外の事業者のサービス提供の有無についても加えるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【DSL事業者協議会】</p>	<p>「事業者側から収集する主な情報」は、競争評価の実施に当たって収集する主な情報を挙げているものであり、自治体IRUを活用したサービス提供状況もその一つです。データ通信（固定系）においては、同状況の分析に加え、御指摘の基盤整備率及び基盤利用率の観点も含めた様々な指標を総合的に分析・評価することとしております。</p>
意見1-12	NTT東西の保有光ファイバ回線数に占める貸出回線割合を経年でデータ収集し、現状に即し	考え方1-12

	<p>た評価を示していくべき。さらに、シングルスター方式とシェアドアクセス方式とを区別した貸出回線割合の経年データでの評価や、サービス競争が一向に進まない要因についての分析、評価も行うべき。</p>	
	<p>「光の道」構想では、2015年頃を目途にすべての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目標としていますが、実際は2011年9月末時点※1で43.3%の基盤利用率に留まるという結果となっており、当初の目標を達成させるためには、基盤利用率を加速度的に向上させる必要があることは明白です。</p> <p>FTTH市場は、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、NTT東西殿という。）のシェアが約74%（2012年6月時点※2）であり、圧倒的なシェアを保っています。また、その残りの内、KDDI株式会社殿と電力系事業者併せて21%超（2012年6月時点※2）のシェアとなっており、FTTH市場は寡占状況が続いています。そのような状況に加え、NTT東西殿の保有光ファイバ回線数に占める貸出回線割合は、2012年3月末時点※3で5.8%という水準であることから、サービス競争においても活発に機能しているとは言い難い状況です。</p> <p>こうした現状を受け、基盤利用率を高めていくためには、設備競争の促進のみでは不十分であり、サービス競争の促進による料金の低廉化やサービスの多様化が必須と考えます。そのためには、設備を持たない事業者がFTTH市場に参入しやすい環境整備としてのネットワーク開放促進が必要であり、競争評価においては、こうしたネットワーク開放状況の動向を把握するため、NTT東西殿の保有光ファイバ回線数に占める貸出回線割合を経年でデータ収集し、現状に即した評価を示していくべきと考えます。さらに、貸出回線割合のうち、シングルスター方式とシェアドアクセス方式とを区別した貸出回線割合を経年でデータ収集し評価していくことで、それぞれ、集合住宅+ビジネス向けと戸建て向けの供給面での事情の違いを踏まえた、サービス競争の促進状況が把握できるのではないかと考えます。</p> <p>加えて、サービス競争が一向に進まない要因（回線貸出形態・貸出条件・それらに付帯する制約条件等）についても併せて分析、評価をして頂きたいと考えます。</p> <p>※1 「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果（ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証）」（2012年5月18日公表）参照</p> <p>※2 「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」（2012年度第1四半期（6月末））参照</p> <p>※3 「電気通信事業分野における競争状況の評価2011」（2012年9月7日公表）参照</p>	<p>経年でデータ収集し、現状に即した評価を示していくべきとの御意見については、本実施細目案P3にあるとおり、継続して収集・分析することとしております。その他の御意見については、今後の分析・評価に当たっての参考とさせていただきます。</p>

	【ソフトバンクグループ】	
意見1-13	<p>ユーザサービスの提供においてNTT東日本と他事業者の機会は対等になっており、事業者間取引がサービス提供に与える影響はない。また、FTTHサービスの提供にあたり、自ら設備を構築するのか、NTT東西の設備を借り受けるのかは事業者の経営判断であり、NTT東日本の貸出実績と契約数のシェアの相関性と市場の評価は直接繋がらない。</p>	考え方1-13
	<ul style="list-style-type: none"> ・2012年度の競争評価において、事業者間取引の状況を分析指標として取り扱うとありますが、当社は光アクセスを低廉な水準でアンバンドル提供し、局舎、電柱・管路等といった素材についても十分にオープン化しており、IPブロードバンド市場では、現に各事業者は、こうした素材を用いて独自のIPネットワークを構築・サービスを展開し、お客様ご自身が他社のネットワークを自由に選択できている環境にあり、ユーザサービスの提供において当社と他事業者の機会は対等になっていることから、事業者間取引が当社と他事業者のサービス提供に与える影響はないと考えます。 ・また、FTTHサービスの提供にあたり、自ら設備を構築するのか、NTT東西の設備を借り受けるのかは事業者の経営判断であり、当社の貸出実績と契約数のシェアの相関性と市場の評価は直接繋がらないと考えます。むしろ、各事業者が参入しているエリアだけでなく、参入が進んでいないエリアについても、なぜ参入が進まないのか、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め、その要因を多角的に分析すべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	<p>「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針」（2012年2月）において「競争評価は原則として小売市場を対象とするが、小売市場の分析・評価においても卸売電気通信役務等の事業者間取引を可能な限り勘案すること」としているところであり、ダークファイバ貸出状況等を対象とした事業者間取引の状況については、小売市場としてのFTTH市場の分析・評価を行う際の指標の一つの要素として重要なものであると認識しております。</p> <p>このため、本実施細目案では、事業者間取引の状況について、継続して収集・分析を行うとともに、市場への影響を多様な側面から把握することとしています。</p>
意見1-14	<p>IRUエリアであるか否かにかかわらず、全てのエリアを対象に、事業者の参入の有無について把握するとともに、参入が進んでいないエリアについて、なぜ参入が進まないのか、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め、その要因を多角的に分析すべき。</p>	考え方1-14
	<ul style="list-style-type: none"> ・2012年度の競争評価においては、FTTH市場における参入が進んでいないエリアの状況を勘案して分析・評価を行うこととし、「供給者（事業者）側から収集する主な情報」として、当該分析のために自治体IRUを活用したサービス提供状況を収集するとされています。 ・しかしながら、参入エリアは各事業者の経営判断で決定しており、IRUエリアであるか否か 	<p>事業者の参入が進んでいないエリアの状況に関する分析については、どのように把握できるのか、貴社を含めた電気通信事業者の協力を得つ</p>

	<p>にかかわらず、全てのエリアを対象に、事業者の参入の有無について把握するとともに、参入が進んでいないエリアについて、なぜ参入が進まないのか、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め、その要因を多角的に分析すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その際、事業者は必ずしも都道府県という単位で市場に参入するとは限らないことから、市町村等、各事業者の参入エリアに合わせて市場をより細分化して把握・分析することが必要であると考えます。 <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	つ、検討を進めてまいりたいと考えています。
意見1-15	<p>「光の道」の検証にあたっては、FTTHに限らず多様なブロードバンドを幅広く捉えた評価がなされるべきであるとともに、市場の実態把握のためには、定量的な側面のみならず、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含めた多角的な評価が必要。</p>	考え方1-15
	<ul style="list-style-type: none"> ・「光の道」は「FTTHの道」ではなく、利用シーン、地域特性、費用対効果に応じて選択されるFTTH、CATVや無線を含めたブロードバンドネットワーク全体、及び通信事業者に限らない様々なプレイヤーによる利活用推進の取組みを通じて実現されるものであります。 ・とりわけ、急速な技術革新によりLTEやWiMAXといった超高速無線ブロードバンドが本格的に利用者を拡大しており、LTEについては、100Mbpsを超えるメニューを提供することが発表されているところです。 ・したがって、「光の道」の検証にあたっては、FTTHに限らず多様なブロードバンドを幅広く捉えた評価がなされるべきであるとともに、市場の実態把握のためには、定量的な側面のみならず、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含めた多角的な評価が必要であると考えます。 <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>ブロードバンド普及促進に係る取組状況については、その検証を「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」で行っているところです（「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン」（2012年5月））。また、当該レビュー制度は、競争評価と有機的な連携を図ることとされており、そのどちらにおいてもFTTHのみならず、DSL、CATVインターネット等を含めたブロードバンド市場等を対象としているところです。</p> <p>なお、市場の実態把握のためには多角的な評価が必要との御意見については、考え方1-14のとおりです。</p>
意見1-16	<p>FTTH市場間におけるキャリアチェンジの定量、要因分析も評価項目に加えることで更に意義のあるものになる。</p>	考え方1-16
	<p>FTTH市場の現在の状況として、純増数の鈍化にあわせてキャリアチェンジの傾向が従前</p>	今後の分析・評価に当たっての参

	<p>より出てきたものと推測しますので、F T T H市場間におけるキャリアチェンジの定量、要因分析も評価項目に加えることで更に意義のあるものになると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス】</p>	<p>考とさせていただきます。</p> <p>なお、本実施細目案では、キャリアチェンジの要因分析の指標の一つとして、サービス変更コストを基本データとして取り上げているところです。</p>
意見1-17	<p>減少傾向のA D S L利用者がどの市場に向かっているのか、N T T東西のF T T Hの独占傾向が強まる状況になっていないか等、マイグレーションの動向は今年度も継続的に分析すべき。また、メタル回線接続料の上昇が、A D S L事業者に与える影響等についても分析することが必要。</p>	考え方1-17
	<ul style="list-style-type: none"> ・ A D S L市場について市場規模が縮小傾向にあるものの、依然として634. 4万（平成24年6月時点、出所：電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表）の利用者が存在する市場であり、少なくとも競争評価2011を踏襲し、引き続き「固定ブロードバンド市場」全体の中でF T T H市場との相互関係を把握するための評価は行うべきと考えます。従って、減少傾向のA D S L利用者がどの市場に向かっているのか、N T T東西のF T T Hの独占傾向が強まる状況になっていないか等、マイグレーションの動向は今年度も継続的に分析すべきと考えます。 ・ また、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展している状況下、明確にN T T東西殿の提供するF T T Hの市場シェアが増加する一方、メタル回線の需要減による更なる接続料の上昇が見込まれることにより、メタルの市場環境で培った競争環境が衰退し、固定ブロードバンド市場におけるN T T東西の独占回帰が進むことが懸念されます。従って、例えば、メタル回線接続料の上昇が、A D S L事業者に与える影響（事業者数の動向、事業規模の縮小傾向の把握等）等についても競争評価において分析することが必要と考えます。 <p style="text-align: right;">【イー・アクセス】</p>	<p>今後の分析・評価に当たっての参考とさせていただきます。</p>
意見1-18	<p>「N T T東西加入電話からF T T H市場へのレバレッジの懸念関係」を評価に当たっての勘案要素として取り扱うとあるが、メタルから光ファイバへのマイグレーションの進展が固定電話市場から固定系ブロードバンド市場へのレバレッジの懸念につながるという認識は不適切。</p>	考え方1-18
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2012年度の競争評価においては、N T T東西加入電話によるF T T H市場へのレバレッジの懸念関係について、評価に当たっての勘案事項として取り扱うとありますが、別紙のとおり、マイグレーションによるP S T Nの移行先は、当社のひかり電話等の固定系ブロードバンドサービスに限られるものではなく、各事業者との競争とお客様の選択の結果、携帯やC A T V等の 	<p>「N T T東西加入電話からF T T H市場へのレバレッジの懸念関係」については、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展す</p>

	<p>他キャリアの電話サービスを含めたブロードバンドサービスになっております。したがって、メタルから光ファイバへのマイグレーションの進展が固定電話市場から固定系ブロードバンド市場へのレバレッジの懸念につながるという認識は不適切であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社】</p>	<p>る中、ボトルネック性の高いメタル回線におけるNTT東西の優位性を踏まえ取り上げているものであり、レバレッジの懸念が妥当なものであるかないかも含めて、今後、検討を進めてまいりたいと考えています。</p>
意見1-19	<p>政府の取組みがICT利活用促進にどれだけ効果があったのか分析・評価するとともに、通信事業者や、通信事業者以外のプレイヤーがそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのか、より掘り下げた分析・評価を行うべき。また、固定系ブロードバンド市場においても、上位下位レイヤーを分析対象として、市場に与える影響について分析すべき。</p>	考え方1-19
	<ul style="list-style-type: none"> ・総論で述べたとおり、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進み、例えばGoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーが、タブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス（電話・メール等）を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展しています。 ・また、モバイルを含めたブロードバンド全体のエリアカバー率は100%、NTT東西のフレッツ光のエリアカバー率だけでも92%（平成24年3月末）に達しており、ブロードバンド基盤は全国的に整備されてきておりますが、平成24年度版情報通信白書にも記載されており、日本におけるICT利活用は、例えば公的分野では諸外国と比較して遅れており、ICT利活用促進に向け、多様なプレイヤーが様々な形で貢献していくことが求められています。当社はこれまで、自治体と連携した住民へのブロードバンド回線を利用した告知サービスや、医療機関と連携したテレビ電話による遠隔健康相談、光iフレームを活用した高齢者への買い物支援、教育機関と連携した校務システムやデジタル教材の提供等、医療、教育、行政等の分野におけるICT利活用の促進に向けた事業展開を進めてきておりますが、こうした取組みをさらに推進していくためには、今後とも政府や自治体等に加え、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ等のプレイヤーと連携、協業していく必要があると考えております。 ・競争評価2011では分析が行われておりませんでした。2012年度の競争評価においては、政府の取組みがICT利活用促進にどれだけ効果があったのか分析・評価するとともに、通信事業者や、通信事業者以外の端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、医療機関や教育機関等のプレイヤーがそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかと 	<p>電気通信事業者や上位下位レイヤーのプレイヤー等がそれぞれどのような役割を果たし、利活用促進に貢献したのかといった点について分析・評価を行うべきとの御意見については、データ収集の可能性も含め、今後の政策立案の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>また、固定系ブロードバンド市場の分野における上位・下位レイヤーに関する御意見については、今後の課題とさせていただきます。</p>

	<p>いった点について、より掘り下げた分析・評価を行う必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、競争評価2011における上位レイヤーの分析では、移動通信市場において、SNS、検索サービス、動画配信、音楽配信、電子商取引等を対象としていますが、固定通信市場においては、メールサービス、SNS、検索サービス、動画配信に対象が留まっていることから、2012年度の競争評価では、固定系ブロードバンド市場においても、電子商取引をはじめ、移動通信市場と同様の上位レイヤーを分析対象として、固定系ブロードバンド市場に与える影響を分析すべきと考えます。さらには、端末等下位レイヤーが固定系ブロードバンド市場に与える影響や、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が固定系ブロードバンド市場に与える影響についても分析すべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・また、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等が「光の道」の実現に向けて、それぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかについて検証を行う必要があると考えます。 <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	

2. 戦略的評価

(全般)

頁	意見	総務省の考え方
意見2-1	テーマ設定においては、初回のアドバイザリーボードが開催される前に、事業者を含めた関係者から広く意見を聴取し、それらを踏まえて決定することを要望。	考え方2-1
	<p>戦略的評価のテーマについては、有識者等との議論によって事前に特定された内容が、この実施細目（案）の意見募集で提示されているところです。</p> <p>しかしながら、競争評価プロセスの透明性をさらに高め、競争評価をさらに国民に役立つ施策に発展させていくためにも、テーマ設定においては、初回のアドバイザリーボードが開催される前に、事業者を含めた関係者から広く意見を聴取し、それらを踏まえて決定して頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、競争評価のテーマについては、基本方針に定めるように、競争評価アドバイザリーボードの助言を受け実施細目により決定するものであり、本実施細目案についても、「電気通信事業分野における競争状況の評価2011」案（2012年7月）に寄せられた意見等も参考とし、市場の動向等を考慮した上で、テーマを提示しているものです。</p>

(移動系通信市場における新規参入事業者の事業環境（供給側）)

頁	意見	総務省の考え方
意見2-2	定点的評価の基本データおよび戦略的評価のテーマとして、MVNOの動向を取り扱うことに賛同。また、MNOとMVNOの関係性、モバイル接続料の推移とMVNOの参入状況等について詳細に分析・評価することが不可欠。	考え方2-2
	<p>定点的評価の基本データおよび戦略的評価のテーマとして、MVNOの動向を取り扱うことに賛同いたします。</p> <p>移動系通信市場における昨今の企業再編等により、MNO上位3社の市場支配力やMVNO</p>	<p>賛同の御意見として承ります。分析内容に関する御意見については、今後の分析・評価に当たっての参考</p>

	<p>に対する交渉力はさらに強まるものと懸念されるところです。そのため、移動系通信市場における競争状況を示すひとつの指標として見なすことができる「MVNOの参入状況」について、次のような点を含め、詳細に分析・評価することが不可欠と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MNOとMVNOの関係性（卸、相互接続等の事業者間取引の状況等） □モバイル接続料の推移とMVNOの参入状況（事業者数、サービスの多様性等）の関係性 <p>加えて、MNO各社が新周波数帯域割当申請の際に示したMVNOへの提供計画について、計画達成に向けた取組が着実に進められているか否かを分析・評価することも必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ケイ・オプティコム】</p>	とさせていただきます。
意見2-3	<p>MVNO事業者による市場活性化の状況を適切に分析する観点からMVNO事業者の参入状況を分析することは適当。評価・分析にあたって、MVNO事業者の意見のみに偏らず、MNO事業者の意見も反映すべき。</p>	考え方2-3
	<p>日本の移動系通信市場においては、通信事業者のみならず、端末ベンダーやプラットフォーム事業者等のさまざまなプレーヤーが自由に創意工夫しながら熾烈な競争を繰り広げており、多種多様なサービスがお客様に提供されています。このような移動系通信市場においては、現状の規制のみでも、市場競争が機能していることを通信事業者の参入状況も参照しながら、分析すべきと考えます。競争評価2011によれば、MVNO事業者数は2011年度末時点で247事業者（対前年度末比69.2%増）、契約者数も約484万契約（同34.8%増）と飛躍的に増加しているところですが、MVNO事業者による市場活性化の状況を適切に分析する観点からMVNO事業者の参入状況を分析することは適当と考えます。</p> <p>なお、日本においては世界に類を見ないMVNO事業者への接続義務がMNO事業者に課されていますが、MVNOによる事業展開はMNO事業者の設備利用が前提となっているため、MNO事業者の設備投資インセンティブを損なうことがないよう留意が必要です。については評価・分析にあたって、MVNO事業者の意見のみに偏らず、MNO事業者の意見も反映すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI】</p>	賛同の御意見として承ります。分析内容に関する御意見については、今後の分析・評価に当たっての参考とさせていただきます。

（市場間の連携サービスの利用状況（需要側））

頁	意見	総務省の考え方
---	----	---------

意見2-4	<p>移動系と固定系の連携サービスについて、戦略的評価ではなく、定点的評価の枠組みの中で継続的な評価を実施すべき。</p>	考え方2-4
	<p>移動系と固定系の連携サービスについては、当社には電気通信事業法第30条の禁止行為規制により特定の電気通信事業者に対する差別的取扱いの禁止条項が課されているほか、先般の料金等業務の当社からNTTファイナンスへの移管にあたり、総務省からの要請により料金の割引が否定され、事実上なし得ない状況にあります。</p> <p>他方、KDDI殿は移動系と固定系の連携サービスである「auスマートバリュー」を開始し、わずか7ヶ月で200万契約（2012年10月24日KDDI殿決算発表）を突破する等、利用者の強い支持を受けています。同社のスマートフォン新規契約の28%が「auスマートバリュー」に加入（同決算発表）しており、同社のスマートフォン契約獲得に大きく寄与していることから、特定の電気通信事業者グループのみに移動系と固定系の連携サービスを排他的になし得ないとする規制は、却って競争を不当に歪め、ひいてはエンドユーザーの利益を損なうものであります。係る状況下において、更にKDDI殿傘下でのJ:COM殿とJCN殿の合併（2012年10月24日KDDI殿発表）により固定側の合従連衡が進み、移動体通信市場への影響が拡大する懸念が存します。</p> <p>以上のことから、移動系と固定系の連携サービスについて、戦略的評価ではなく、定点的評価の枠組みの中で継続的な評価を実施すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【NTTドコモ】</p>	<p>移動系と固定系の連携サービスをテーマとして取り上げることに關しては、基本的に賛同の御意見と理解いたします。</p> <p>その上で、御意見の中で挙げられているような連携サービスを定点的評価の枠組みの中で実施すべきとの御意見に關しては、当該連携サービスの提供が開始されたばかりでもあることから、戦略的評価として取り上げているものであり、本分析・評価を定点的評価の枠組みの中で継続的に行うかどうかについては、本年度の戦略的評価の結果等も踏まえ検討してまいります。</p>
意見2-5	<p>固定系と移動系の連携サービスの分析に当たっては、移動系と結びついている固定系サービスのアクセス種別との関連性や利用者動向といった点も勘案し、分析することを要望。</p>	考え方2-5
	<p>・スマートフォンを中心とした連携サービス</p> <p>スマートフォンを中心とした固定系と移動系の連携サービスにおいて、昨年度の競争評価の分析では、KDDIグループとソフトバンクグループで展開され始めた旨の記述がなされていましたが、本年度においては、戦略的評価の中で採り上げられることとなっています。</p> <p>昨今のメタルから光へのマイグレーションや固定系データ通信市場における将来性を鑑みると、連携サービスの分析に当たって注視すべきは、固定系の中心的サービスであるFTTHと想定されます。また、スマートフォンとの連携サービスは、現状としては、アクセス回線を持っている事業者が固定系ブロードバンドを提供している場合に限られており、両者の結びつきが、例えば一世帯におけるロックイン効果を生むということも考えられます。従い、今回の分析に当たっては、移動系と結びついている固定系サービスのアクセス種別との関連性や利用者動向とい</p>	<p>市場間の連携サービスについては、本実施細目案において、「スマートフォンを中心とした連携サービスがどのように成長しており、現行の移動系、固定系それぞれの市場にどのような影響を及ぼしているかといった点について検討する」としており、頂いた御意見については、今後の分析・評価に当たっての参考とさせていただきます。</p>

	<p>た点も勘案し、分析して頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	
意見2-6	<p>連携サービスの動向だけでなく、連携サービスが固定系ブロードバンド市場に与える影響や、それを踏まえた固定ブロードバンド市場の分析を徹底して行っていただきたい。</p>	考え方2-6
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総論で述べたとおり、移動通信市場においては、過去10年間で、最大384Kbps(当初)の通信が可能な3Gユーザ数は10万から1.2億へと拡大し、固定通信市場に比べて4倍ものユーザが、既にインターネットへアクセスできる環境にあります。さらに、WiMAXやLTEが商用化され、平成24年9月末時点で約670万契約となり、超高速ブロードバンド化が急速に進展してきております。 ・ また、平成24年度版情報通信白書に記載されているとおり、各事業者の携帯電話の新規販売台数に占めるスマートフォンの割合は、約10%(平成22年度)から約40%(平成23年度)に急増し、その結果、平成23年度のスマートフォンの販売台数は約2,500万台を超えております。 ・ このスマートフォンの利用者は、自宅ではWiFi+固定ブロードバンド回線、駅や公共施設・カフェ等では公衆無線LAN、それ以外の屋外では3Gで利用する等、1つの端末で移動・固定を組み合わせ、最適な回線を選択して利用しています。さらに、他事業者は自社のスマートフォンと自社または他社のFTTH・CATVを組み合わせた割引サービスの提供を開始しており、例えばKDDI殿のauスマートバリューの契約数は既に200万を突破しています(平成24年10月24日KDDI殿決算発表より)。このようにスマートフォンをトリガーに固定通信と移動通信が融合したFMC市場が急速に拡大し、これが単体のFTTH市場にも影響を与える状況となってきています。 ・ 競争評価2011では、FTTHやスマートフォンを中心とした新たなサービスの組み合わせについて、勘案要素として分析したとありますが、その内容は、KDDI殿の「auスマートバリュー」、ソフトバンク殿の「スマホBB割」のサービス内容の確認に留まっております。2012年度の競争評価において、「スマートフォンを中心とした連携サービスがどのように成長しており、現行の移動系、固定系それぞれの市場にどのような影響を及ぼしているかといった点について検討する」とありますが、競争評価2011のような連携サービスの動向だけでなく、連携サービスが固定系ブロードバンド市場に与える影響や、それを踏まえた固定ブロードバンド市場の分析を徹底して行っていただきたいと考えます。 <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p>

意見2-7	事業者グループの状況を分析する際には、NTTグループのグループドミナンスを議題として採り上げるべき。	考え方2-7
	<p>・事業者グループの状況</p> <p>昨今、NTTファイナンス株式会社殿の統合請求に見られるような、NTTグループのグループドミナンスを強化する動きについては、競争阻害となり得る危険性を孕む事象として非常に危惧しているところであり、長期的な視野における公正競争環境の確保が必要と考えます。従って本年度、戦略的評価として事業者グループの状況を分析する際には、NTTグループのグループドミナンスを議題として採り上げ、例えば下記を分析項目として、その影響度合いを分析、評価して頂くことを要望します。</p> <p>－他業種を含めたNTTグループ間の連携状況（業務受委託、取引における優位性等）</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>事業者グループの状況については、本実施細目案において、「他業種の連携サービスを含めた事業者グループの状況についても、引き続きその動向の把握に努める」こととしており、頂いた御意見については、今後の分析・評価に当たっての参考とさせていただきます。</p>
意見2-8	「市場間の連携サービスの利用動向（需要側）」の実施に当たっては、ユーザの視点に立って、市場間の連携サービスがお客様利便の向上に如何に貢献しているか、また何らかの要因によりお客様利便の最大化や健全な競争による市場の発展が阻害されていないか、十分な検証が必要。	考え方2-8
	<p>・情報通信市場においては、固定と移動の融合、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化が急速に進展する中で、お客様利便の高いサービスの提供に向け、各事業者が他の事業者との協業も活用し、活発な事業展開を行っているところです。</p> <p>・その一方で、NTT東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件などが課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できなくなれば、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなります。また、NTT東西が規制により提供できないことを前提とした割引サービスの提供による顧客獲得競争が行われるとすれば、公正競争環境に支障を及ぼすおそれも拭い去れません。</p> <p>・本年の戦略的評価として行われる「市場間の連携サービスの利用動向（需要側）」の実施に当たっては、そのテーマ名に「需要側」とあるとおり、ユーザの視点に立って、市場間の連携サービスがお客様利便の向上に如何に貢献しているか、また何らかの要因によりそうした利便を享受できないお客様が存在し、お客様利便の最大化や健全な競争による市場の発展が阻害されていないか、十分な検証が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>「市場間の連携サービスの利用動向（需要側）」におけるユーザの視点に立った検証に関しては、本実施細目案の「利用者から収集する主な情報」として「固定系と連携した（移動系通信）サービスの利用状況」について把握することとしており、頂いた御意見については、今後の分析・評価に当たっての参考とさせていただきます。</p>

(固定ブロードバンド・モバイルインターネットの上流サービス利用分析)

頁	意見	総務省の考え方
意見2-9	<p>昨年度に引き続き戦略的評価において上流サービスの利用分析を行うことは有効。分析・評価にあたっては、上位レイヤーの企業等が海外側設備を用いて日本市場で日本の法制度の適用を受けずに事業を展開し得る状況が、電気通信市場に及ぼす影響についても留意して分析すべき。</p>	<p>考え方2-9</p>
	<p>グローバル市場においてシェアの大きいプラットフォーマーが日本市場で事業展開を行っていることが、他のレイヤーに影響を及ぼしていることを踏まえ、昨年度に引き続き戦略的評価において上流サービスの利用分析を行うことは有効と考えます。</p> <p>なお、分析・評価にあたっては、上位レイヤーの企業等が海外側設備を用いて日本市場で日本の法制度の適用を受けずに事業を展開し得る状況が、電気通信市場に及ぼす影響についても留意して分析していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。分析内容に関する御意見については、今後の分析・評価に当たっての参考とさせていただきます。</p>

3. 情報収集

(需要者（利用者）側からの情報収集)

頁	意見	総務省の考え方
意見3-1	<p>需要者（利用者）を特定する場合、どのような方法で実施するのか。個人情報を入力しないと正確なデータは得られない一方で、個人情報を予告無く利用して利用状況調査を行うというのは矛盾。</p>	<p>考え方3-1</p>
	<p>需要者（利用者）を特定する場合、どのような方法で実施するのでしょうか？</p> <p>個人情報を入力しないと正確なデータは得られない一方で、個人情報を予告無く利用して利用状況調査を行うというのは矛盾しているように思えます。</p> <p>無作為郵送での抽出だとしても個人に許可無く住所情報を取得していることになるため、現実的に調査はできないのでは？</p> <p>国勢調査のように国民全員対象であれば分かりますが、対象範囲の規定が無いため、対象範囲を規定した方がいいかと思えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>利用者側から情報を収集する際には、一般的な調査手法として、登録モニター制のWebアンケートを実施することを想定しており、アンケート協力に対し事前に了承を頂いている方々からの回答を集計して行うこととしております。そのため、御指摘のような個人情報を予告なく利用することや、住所等を許可なく取得することはいたしません。</p>
意見3-2	<p>「おまとめ請求」の影響がどの程度あるのかについて、「利用者アンケート調査」を実施すべき。</p>	<p>考え方3-2</p>
	<p>平成24年7月よりNTTファイナンス株式会社殿がNTT東西殿・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社殿・株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ殿の各通信サービス提供会社の料金を一通の請求書にまとめた「おまとめ請求」（回線等のご契約者名義が同一またはご家族（3親等以内）が申込可能）を開始しています。そのようなNTTグループの一体化の強化は、地域の事業者にとっては死活問題になりかねないと考えます。つきましては、「おまとめ請求」の影響がどの程度あるのかについて、「利用者アンケート調査」を実施すべきと考えます。具体的には、「おまとめ請求」の開始前後における契約者移動数（固定系、移動系、ISP（固定系））を調査すべきです。また、請求書が一通になることによってサービス切り替えを行う可能性があるかどうかについても併せて調査すべきです。</p>	<p>アンケート調査実施に当たっての参考とさせていただきます。</p>

	【DSL事業者協議会】	
意見3-3	<p>移動・固定ブロードバンドサービスの中から、利用者が自宅や外出先など利用シーンに応じてどのサービスを選択しているか等、固定と移動を跨る需要の代替性についての把握・分析を行うべき。</p>	考え方3-3
	<p>・今後の定点的評価の在り方として、「電気通信事業分野における競争状況の評価2010」においては、「固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定することについても検討が必要」とされており、また、「電気通信事業分野における競争状況の評価2011」においても、「固定系と移動系の連携サービスや他業種との業務提携等、同市場を取り巻く環境は大きく変化してきていることから、将来的な市場の画定の在り方も視野に入れつつ、その動向を注視していくことが必要」とされています。</p> <p>・そうした検討を実施し、適切な市場画定を行うためにも、利用者からの情報収集の際には、利用者の視点に立って、例えば、移動・固定ブロードバンドサービスの中から、利用者が自宅や外出先など利用シーンに応じてどのサービスを選択しているか等、固定と移動を跨る需要の代替性についての把握・分析を行う必要があると考えます。</p> <p>・例えば、SNS、ブログ、ツイッター、検索サービス、パーソナルクラウドサービス、オンラインショッピング、オンラインゲーム、メールサービス、動画視聴、各種ダウンロード等様々な利用目的ごとにユーザがどのブロードバンドサービスを選択しているかを把握・分析し、FTTH、CATV、LTE、BWA等固定と移動のすべてのブロードバンドサービス間においてどのような需要の代替性が存在するかを検証することは、正確な市場画定を行うために不可欠であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針」（2012年2月）において、「サービス間の代替性などは、主に利用者のサービス選好の動向から把握されることから、需要者たる利用者からの情報を積極的に収集する」としているところであり、頂いた御意見については、アンケート調査実施に当たっての参考とさせていただきます。</p>
意見3-4	<p>利用者意向に依存する番号ポータビリティについては、利用状況・利用意向の回答根拠となった理由をヒアリングすることにより、需要側の動向を更に精緻に分析することが可能。</p>	考え方3-4
	<p>利用者アンケートの実施に際し、特に利用者意向に依存する番号ポータビリティについては、利用状況・利用意向の回答根拠となった理由（キャリアチェンジした理由（端末、月額料金、キャッシュバック金額等））をヒアリングすることにより、需要側の動向を更に精緻に分析することが可能になると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス】</p>	<p>「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針」（2012年2月）において、「利用者から収集する情報は、アンケート調査等によることが一般的であるが、分析の対象となるサービスに応じて調査内容を綿密に設計する必要がある」とし</p>
	<p>番号ポータビリティの利用状況および利用意向に加えて、下記の項目に関する利用者アンケートを実施することで、更なるユーザ動向の把握が可能であると考え、下記のようなア</p>	

	<p>ンケート項目の追加が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号ポータビリティを利用する理由 ・番号ポータビリティを利用する際のキャリア選択の基準 <p style="text-align: right;">【イー・アクセス】</p>	<p>ているところであり、頂いた御意見については、アンケート調査実施に当たっての参考とさせていただきます。</p>
--	---	---

(供給者(事業者)側からの情報収集)

頁	意見	総務省の考え方
意見3-5	<p>事業者のデータを利用する際、特に事業者別シェアの開示に当たっては、各社公表データの利用に留める等、経営情報の取扱いには十分配慮頂くことを要望。</p>	<p>考え方3-5</p>
	<p>事業者のデータを利用する際、特に事業者別シェアの開示に当たっては、各社公表データの利用に留める等、経営情報の取扱いには十分配慮頂くことを要望します。また、開示方法については、項目に応じてデータの見せ方を工夫することも有効と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>経営情報の取り扱いについては、本実施細目案において、「公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるデータについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をする」としているところです。</p>

4. 市場の画定

頁	意見	総務省の考え方
意見 4-1	<p>市場画定の枠組み自体を見直すべき。その上で、ネットワークレイヤのみならず端末レイヤから上位レイヤに跨って分析し、情報通信市場全体における競争状況や市場支配力等をグローバルな視点で評価すべき。</p>	<p>考え方4-1</p>
	<p>情報通信市場においては、この一年程度の間、LTEサービスの本格的普及によるモバイルネットワークのブロードバンド化が進展するとともに、端末レイヤではスマートフォン・タブレット等のパーソナルデバイスが更に普及拡大し、上位レイヤにおいてはFacebook・twitterやLINE等のコンテンツ・アプリケーションの多様化が進むなど、技術革新やビジネスモデルの変化が構造的かつグローバルに加速しています。そして、これら端末や上位レイヤの競争の進展に伴い、国内プレイヤーのみならずAppleやGoogle等海外の巨大プレイヤーも日本国内においてサービスを一層拡大しています。</p> <p>このように市場環境・競争環境が端末から上位レイヤまでを含めたサービス全体での競争にパラダイムシフトしていますが、前回の「電気通信事業分野における競争状況の評価2011」では、従来どおり、固定系通信とモバイル系通信をアプリオリに分けた上で市場画定し、既存の電気通信事業者を中心に競争状況の評価しており、今回の「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2012（案）」（以下、「実施細目2012案」という。）でもその枠組みを原則維持することとされています。</p> <p>今回の「実施細目2012案」に基づく競争状況の評価を行うにあたっては、電気通信サービスを中心とした限定的な市場のみを分析・評価するのではなく、情報通信市場で起こっているパラダイムシフトや、超高速ブロードバンドでもモバイルが主流となっている現実の市場環境・競争状況を鑑みて、まずは市場画定の枠組み自体を見直すべきと考えます。そのうえで、ネットワークレイヤのみならず端末レイヤから上位レイヤに跨って分析し、情報通信市場全体における競争状況や市場支配力等をグローバルな視点で評価すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>端末レイヤーから上位レイヤーを含む情報通信市場全体を評価すべきとの御意見に関しては、本競争評価では「電気通信事業」に係る分野を対象としています。</p> <p>その上で、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針」（2012年2月）において、「ネットワークレイヤー以外の上位レイヤー（コンテンツ・プラットフォーム）や下位レイヤー（端末）との連携を含め、新たなビジネスモデルが登場しつつあり、これら上位・下位レイヤーが提供する財やサービスが電気通信市場の競争環境に影響を及ぼす可能性があることから、各レイヤー間の関係等、上位・下位レイヤーの動向を補完的な形で把握することも必要」としており、今後のサービスや市場の動向について、データ収集</p>
	<p>携帯キャリアがLTEサービスを提供し、固定のみならずモバイルの超高速ブロードバンド</p>	

	<p>化も進展するとともに、①OTTプレイヤー（Apple・Google等）のアプリケーションサービス、無料のコミュニケーションサービス（LINE等）の急激な拡大、②スマートフォンやタブレットといったパーソナルデバイスの爆発的な普及により、情報通信市場においては、ネットワークレイヤのみならず端末～上位レイヤを含め、トータルでユーザを囲い込むグローバル競争が進んでいます。</p> <p>コミュニケーション手段は、旧来の音声・FAXをベースとしたものから、メールやSMS、SNS等多様化しており、ユーザは自由にサービスを選択し、活用しています。とりわけ、近年、Facebook・twitterやLINEといった上位レイヤのアプリケーション・コンテンツは、多くのユーザに支持され既に世界規模で浸透し、消費者の生活や企業のビジネスに組み入れられています。</p> <p>また、パーソナルデバイスにおいても、今年度は2010年度の5倍、3年後の2015年度には9倍にまで拡大すると市場予測が示されているように、AppleやSAMSUNG等世界規模のプレイヤーが続々開発・製造する新製品を携帯キャリアが多額の販促費をかけて積極的に販売し、ユーザがそれに機敏に反応して機種変更するなど、スマートフォンやタブレット市場の爆発的な拡大が一種の大きな潮流・ムーブメントとなっています。</p> <p>これらの事象については、「実施細目2012案」にも一部記載されているものの、「評価にあたっての勘案要素」や「昨年度に引き続き、「固定ブロードバンド・モバイルインターネットの上流サービス利用分析」を取り上げる」といった程度の言及に留まっております。</p> <p>ユーザには、アプリケーションではFacebook・twitterやLINE等が、ブロードバンドではLTEが、そして、デバイスではiPhone・iPadやAndroid端末が選好され、急速に普及していることはもはや否定できない事実であり、そのような市場環境の中、AppleやGoogle等のOTTプレイヤーが、デバイス（OS含む）やアプリケーション・コンテンツのグローバル展開によりネットワークレイヤへの影響力を増大させていることは明らかです。</p> <p>従って、競争評価においても、端末レイヤや上位レイヤがネットワークレイヤの競争に及ぼす影響やその市場支配力を把握・分析するなど、前述の情報通信市場の急速な変化に合わせ、ネットワークレイヤのみならず端末レイヤから上位レイヤに跨って分析し、情報通信市場全体における競争状況や市場支配力等についてグローバルな視点で評価すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>の可能性も含め、引き続き注視してまいりたいと考えています。</p>
2	<p>モバイル通信市場は、海外巨大プレイヤーを中心に上位レイヤーと下位レイヤーをキーにし</p>	

	<p>た新たな垂直統合モデルが出現するなど、急速にグローバル化が進展し、大きく変容を遂げています。上位レイヤーにおいては、昨年度の「電気通信事業分野における競争状況の評価 2011」における「上位レイヤーのサービス利用状況」や、iPhone発売による月次増加率の変化及び番号ポータビリティの状況を踏まえれば、Google 殿やApple 殿等の海外巨大プレイヤーが、上位下位レイヤーを梃子にネットワークレイヤーに市場支配力を有してきている事実は明らかであります。</p> <p>加えて、グローバル端末メーカーの国内市場でのシェア拡大や、LINEやFacebook 等の上位サービスの伸長により、キャリア問わず共通の仕様で利用可能な端末・サービスの利用が急増しており、相対的にネットワークレイヤーに対する上位下位レイヤーの影響力が増大していることにも留意すべきであると考えます。</p> <p>以上のことから、移動系通信市場の動向を的確に捉えるためには、上位下位レイヤーをレバレッジとしたネットワークレイヤーへの影響について「評価に当たって勘案」するだけでは不十分であり、ネットワークレイヤーだけでなく、各レイヤーを一体的に捉え、上位下位レイヤーを含めた競争状況の分析・評価の枠組みに変更することが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【NTTドコモ】</p>	
意見4-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユーザーニーズや市場構造の変化を踏まえ、固定系と移動系を別市場でなく、同一市場として分析・評価することを直ちに実施すべき。 ・ 固定通信を代替するWiMAXや公衆無線LAN等を含めたブロードバンドサービス市場全体の分析・評価や、固定通信・移動通信を一つとして捉えたFMC市場の分析・評価、FMC市場が個々の市場に与える影響、さらには、上位レイヤーやNTT市場で市場支配力を持つプレイヤーが通信市場に参入することによる影響について分析・評価を行うべき。 	考え方4-2
1, 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス市場の画定及び競争評価については、ユーザの視点や事業者の競争戦略を踏まえ実態に即して行うことが必要であると考えます。 ・ スマートフォンやタブレットの普及により、ユーザが利用できるコンテンツ・アプリケーション等のサービスは固定・移動といったネットワークによる制約がなくなっており、ユーザは利便性の高い端末を選択する一方、ネットワークについては、3G、LTEやWiMAX、固定ブロードバンドと連携したWi-Fi通信を、利用シーンに応じて自由に選択するなど、通信手段にとらわれない使い方が既に広がっています。また、今後、LTEやWiMAXなど超高速モバイルブロードバンドの普及により、こうした傾向は一層加速することが想定されます。 ・ こうしたユーザーニーズに対応し、KDDI 殿のauスマートバリューのようなスマートフォン 	<p>市場の画定に当たっては、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針」（2012年2月）にあるとおり、主要サービスの需要の代替性等に基づいて画定を行うこととしており、データ通信（移動系）とデータ通信（固定系）については、市場の現状を踏まえ、本実施細目案において、別々の市場として画定し</p>

	<p>と固定通信とのセット割り引き、WiMAXサービス事業者による屋内外での利用の訴求、モバイル事業者によるテザリング機能の提供など、事業者による固定・移動の垣根にとらわれない顧客囲い込み戦略が本格化しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現に、ブロードバンド市場においては、3.9世代携帯電話パケットアクセスサービス（3.9G）、BWAアクセスサービス（BWA）が急速に普及しており、平成24年4月～6月において、FTTHアクセスサービス（FTTH）の純増数が約54万純増である一方、3.9Gは約132万純増、BWAは約74万純増と、両者をあわせた純増はFTTHの純増の約4倍に達しており、3者を合わせたブロードバンド市場においてFTTHの純増シェアは約20%に過ぎない状況となっています。（注：数字は、「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成24年度第1四半期（6月末））（平成24年9月27日総務省報道発表資料）」より） ・実施細目については、競争評価2011の枠組みを原則として維持することとし、アプリアリに固定系と移動系を別市場としているが、こうしたユーザニーズや市場構造の変化を踏まえれば、固定系と移動系を別市場でなく、同一市場として分析・評価することを直ちに実施する必要があります。 <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>ているところです。</p> <p>なお、御指摘のような固定・移動の連携サービス等については、本実施細目案においても、その動向の把握に努めるべく、戦略的評価のテーマとして「市場間の連携サービスの利用動向（需要側）」を取り上げることとしています。</p>
	<p>通信速度の面で固定系とほぼ遜色ないレベルに迫るLTEサービスが本格的に提供され、またiPhone・iPadやAndroid端末の販売拡大により、各事業者グループにおいてメインとなる超高速ブロードバンドサービスは、FTTH等の固定系サービスからLTEやWiMAX等のモバイルサービスへと移行しています。</p> <p>一方、ユーザから見れば、スマートフォンの普及やアプリケーション・SNS等の充実によりコミュニケーション手段が多様化するとともに、超高速ブロードバンドサービスも多様化・低廉化が進み、モバイル・固定といったネットワークを意識せず利用することが一般的になっています。</p> <p>例えば、外出先ではLTEや公衆Wi-Fiを、自宅では無線LANを介してFTTHを利用するなど、ユーザは利用シーンに応じて自由自在にネットワークを選択しています。更には、テザリングを活用することで、自宅でも固定回線を用いずにモバイルの超高速ブロードバンドサービスを利用するなど、ユーザの選択肢はますます広がっています。また、20代の若年層では、4人に1人しか固定電話を持たないなど、固定電話を必要とせずモバイルのみを利用するユーザも多くなっています。</p> <p>LTEのユーザ数がこの1年間で約1.7倍の急成長を示すなどモバイルが引き続き拡大基調</p>	

	<p>である一方、FTTHのユーザ数は微増となっており、従来は超高速ブロードバンドサービスといえば、ADSLやFTTHといった固定系を指していたものが、いまやモバイルが主流となっている状況です。加えて、他の電気通信事業者は、CATV事業者とも連携して、固定ブロードバンドサービスの利用を条件としたスマートフォンのパケット定額料の割引を提供しており、その利用が増加していることで競争が激化しています。</p> <p>このようにユーザから見てモバイルが主流となり、また、ユーザが必要に応じて固定も利用しながら、ネットワークにとらわれず利用シーンに応じて自由にネットワークを選択している状況を踏まえ、「実施細目2012案」では別市場とされている固定とモバイルについては、もはや同一市場として一体的に分析し、競争状況や市場支配力等について評価すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイムシフトが進展しています。 ・ 移動通信市場においては、過去10年間で、最大384Kbps(当初)の通信が可能な3Gユーザ数は10万から1.2億へと拡大し、固定通信市場に比べて4倍ものユーザが、既にインターネットへアクセスできる環境にあります。さらに、WiMAXやLTEが商用化され、平成24年6月末時点で約670万契約となり、超高速ブロードバンド化が急速に進展してきております。特にWiMAXについては、利用者は固定ブロードバンド回線の代替として利用しており、固定ブロードバンド通信市場において競合関係にあります。 ・ また、平成24年度版情報通信白書に記載されているとおり、各事業者の携帯電話の新規販売台数に占めるスマートフォンの割合は、約10%(平成22年度)から約40%(平成23年度)に急増し、その結果、平成23年度のスマートフォンの販売台数は約2,500万台を超えております。 ・ このスマートフォンの利用者は、自宅ではWiFi+固定ブロードバンド回線、駅や公共施設・カフェ等では公衆無線LAN、それ以外の屋外では3Gで利用する等、1つの端末で移動・固定を組み合わせ、最適な回線を選択して利用しています。また、携帯事業者も、移動通信のオフロード対策として固定ブロードバンド回線や公衆無線LANを活用するようになっていきます。 ・ こうしたスマートフォンの普及拡大を背景に、他事業者は自社のスマートフォンと自社または他社のFTTH・CATVを組み合わせた割引サービスの提供を開始しており、例えばKDDI殿のauスマート 	

バリューの契約数は既に 200 万を突破しています(平成 24 年 10 月 24 日KDDI殿決算発表より)。このようにスマートフォンをトリガーに固定通信と移動通信が融合したFMC市場が急速に拡大し、これが単体のFTTH市場にも影響を与える状況となってきています。

- ・ 加えて、ジュピターテレコム殿はジャパネット殿との経営統合が予定され、それにより、国内CATV市場の 50%超のシェアを有する会社が誕生する見込みとなっており、放送サービスのシェアを背景に超高速ブロードバンド市場における優位性を強めていくことも想定されます。
- ・ さらには、サービスやプレイヤーのグローバル化が急速に進み、例えばGoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーが、タブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス(電話・メール等)を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展しています。
- ・ また、ジュピターテレコム殿が放送・通信サービスと電力をセットでの提供を予定しており、情報通信市場の枠組みを越えた新たなサービス連携も創出されています。
- ・ このように、移動通信の超高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレイヤーによる一体的なサービス提供といった市場環境・競争環境のパラダイムシフト等により、ユーザの選択肢が固定通信と移動通信の垣根を越えるとともに、サービスの裾野が情報通信市場以外の市場にまで広がり、国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしています。こうした点は、サービスを提供する通信事業者が当初NTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信しかなかった電話時代とは大きく状況が異なっています。
- ・ したがって、競争評価を行うにあたっては、市場環境や競争環境の変化をしっかりと踏まえた分析・評価を行っていただく必要があると考えており、具体的には、FTTH、DSL、CATV等のサービス毎の市場に閉じた分析・評価を行うのではなく、固定通信を代替するWiMAXや公衆無線LAN等を含めたブロードバンドサービス市場全体の分析・評価や、固定通信・移動通信を一つとして捉えたFMC市場の分析・評価、FMC市場が個々の市場に与える影響、さらには、上位レイヤーやCATV市場で市場支配力を持つプレイヤーが通信市場に参入することによる影響について分析・評価を行う等、現在の市場環境を捉えた分析・評価を行う必要があるものと考えます。

【東日本電信電話株式会社】

意見4-3	データ通信における固定系と移動系についてはそれぞれ個別の分析・評価を継続すべき。	考え方4-3
1	<p>昨今、データ通信における移動系と固定系の市場を一体的に取り扱う方向での検討が為されていますが、現状、多くの利用者においては移動系サービスと固定系サービスを使い分けているものと想定されることから、相互に需要の代替性があると判断することは時期尚早であり、固定系と移動系についてはそれぞれ個別の分析・評価を継続すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	考え方4-2のとおりです。
意見4-4	固定系サービスと移動系サービスを引き続き別の市場として画定することは適当。NTT東・西以外の事業者による固定系と移動系の連携サービスが提供されているにもかかわらず、現に市場に大きな変化が見られないことを踏まえて分析・評価すべき。	考え方4-4
	<p>固定系サービスと移動系サービスを引き続き別の市場として画定することは適当と考えます。</p> <p>競争評価2011においては、FTTHやスマートフォンを中心とした新たなサービスの組み合わせについて勘案要素として分析され、複数の市場領域に跨るような新しいサービスとして当社のauスマートバリューも事例として挙げられましたが、先述の通りFTTH通信市場におけるNTT東・西のシェアは2012年6月末時点で73.9%（対前期比-0.3%）と依然として高止まりしている状況となっています。NTT東・西以外の事業者による固定系と移動系の連携サービスが提供されているにもかかわらず、現に市場に大きな変化が見られないことを踏まえて分析・評価すべきと考えます。</p> <p>むしろこのような状況下においてNTT東・西のシェアが維持されている要因として、NTTグループ内の連携が及ぼす影響があると考えます。例えば、NTTファイナンスはNTT東・西、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズの料金の請求・回収業務、問い合わせ窓口の統合を本年7月に開始しましたが、このようなNTTグループの請求統合が電気通信市場全体に及ぼす影響について取扱い件数等の実態を踏まえ、分析・評価すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI】</p>	考え方4-2のとおりです。
意見4-5	超高速ブロードバンド市場を単独の市場として取り扱うには未成熟であり、当該市場の短期的な競争状況のみを切り取った評価にならないよう、十分に留意すべき。	考え方4-5
6	今回から、移動系データ通信市場における部分市場として新たに超高速ブロードバンド市場が画定されましたが、実態としては、LTE及びBWA供に3Gとデュアルで利用可能なサービス展開がなされており、独立した利用はまだ少ないこと、また、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ殿以外の事業者においては、LTEのサービス開始後まもない状況にあることから、単独	移動系超高速ブロードバンド市場については、LTE及びBWAの市場規模（1130.1万契約：2012.9時点）も踏まえ、本実施細目案において、

	<p>の市場として取り扱うには未成熟であり、当該市場の短期的な競争状況のみを切り取った評価にならないよう、十分に留意すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>「大幅に契約数を伸ばしているBW A及び大手2社の新たなサービス開始に伴いさらなる成長が見込まれるLTEについては、(中略)移動系通信(データ通信)市場の部分市場として画定する」としたところです。</p> <p>当該市場の分析に当たっては、LTEのサービスが開始後まもない状況にある等といった御指摘の点についても留意した上で分析することといたします。</p>
意見4-6	<p>資本関係のある「企業グループ」を一体とした分析・評価が必要であり、特に移動系および固定系を含めた企業グループを一体として分析・評価することが必要。</p>	<p>考え方4-6</p>
	<p>昨今、電気通信事業者同士の合併等により、情報通信市場における上位3社グループへの寡占化が進行しており、資本関係のある企業グループによる市場支配力の行使が懸念されるところです。このような情報通信市場全体の環境変化を踏まえ、資本関係のある「企業グループ」を一体とした分析・評価(事業者シェアや市場集中度等)が必要と考えます。特に、移動系通信サービスのさらなる高度化(高速大容量化等)や割当周波数帯域の拡大により、今後一層、上位3社グループによる固定系通信市場へのレバレッジが強まることから、移動系および固定系を含めた企業グループを一体として分析・評価することが必要と考えます。</p> <p>また、NTTグループにおいては、NTTファイナンス殿のおまとめ請求により実質的にグループ内に閉じた連携や一体的な活動を積極的に進めており、各市場における支配力を更に強めているところです。また、NTT東西殿の活用業務については、届出制の導入によりさらに業務範囲が拡大しており、支配力の強化が懸念されるところです。そのため、NTTグループドミナンスについて、前述の状況変化を踏まえつつ、より詳細な分析・評価が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ケイ・オプティコム】</p>	<p>移動系及び固定系を含めた企業グループを一体として分析・評価すべきとの御意見については、本実施細目案において、戦略的評価のテーマとして「市場間の連携サービスの利用動向(需要側)」を設け、「他業種との連携サービスを含めた事業者グループの状況についても、引き続きその動向の把握に努める」こととしており、頂いた御意見については、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>

5. その他

頁	意見	総務省の考え方
意見5-1	データオフロードが競争環境に与える影響についても分析・評価することが必要。	考え方5-1
	<p>近年、スマートフォンの急速な普及等により移動系データ通信トラフィックが急増しているところですが、移動系通信事業者は、これに対応するため、宅内ブロードバンド無線ルータを実質無償配布すること等により、自社携帯ネットワーク以外へのデータオフロードを積極的に進めています。</p> <p>当該データオフロードは、移動系、固定系問わず、各通信事業者の設備投資へ大きな影響を与える可能性があることから、データオフロードが競争環境に与える影響についても分析・評価することが必要と考えます。</p> <p>なお、分析・評価にあたっては、公衆無線LANによる影響のみならず、宅内無線LANによる影響についても分析・評価することが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ケイ・オプティコム】</p>	<p>今後の分析・評価に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、「電気通信事業分野における競争状況の評価2011」（2012年9月）においては、「屋内外でのシームレスな通信環境の整備や移動系通信トラフィックのオフロード対応にあわせ、Wi-Fiへの需要が急増している」旨記述しているところです。</p>
意見 5-2	分析・評価にあたっては、現行のボトルネック設備規制・禁止行為規制を維持・強化することが必要であるとの分析をすべき。また、グループドミナンスの観点も踏まえ、市場支配力の存在に着目した評価を行うことが必要。	考え方5-2
	<p>今回、公表された実施細目案は、昨今の移動系通信における超高速ブロードバンドサービスの出現やグローバル市場においてシェアの大きなプラットフォーマーの台頭といった市場環境の流れを踏まえ、「データ通信（移動系、固定系、ISP（固定系）」、「音声通信（移動系、固定系）」、「法人向けネットワークサービス」の3領域における個々のサービス市場を具体的に画定し、戦略的評価においても「固定ブロードバンド・モバイルインターネットの上流サービスの利用分析」をするものと理解しています。</p> <p>分析・評価にあたっては、現行のボトルネック設備規制・禁止行為規制が市場支配力の抑制に対して十分有効に機能しているのかどうか、市場実態を正確に捉えた検証を実施していただきたいと考えます。競争評価2011においては、各市場の競争状況の分析・評価結果として市場支配力を有する事業者が「単独で市場支配力を行使し得る地位にある」とした場合であっても、「第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中」「NTT東・西以外の事業者による固定系と移動系の連携サービスの開始など、新たなサービス競争が行われ始めている」ことから「市場支配力を行使する可能性は低い」という評価がなされましたが、当社が昨</p>	<p>ボトルネック設備規制・禁止行為規制を維持・強化することが必要と分析すべきとの御意見については、個別の政策の方向性に関する御意見として、今後の行政の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、実施細目の策定後の今後の分析・評価に係る御意見については、今回の実施細目案に対する意見募集の対象となるものではありませんが、参考として承ります。</p>

年度末より提供開始したauスマートバリューの導入後のシェアを見ても、F T T H通信市場におけるN T T東・西のシェアは2012年6月末時点で73.9%（対前期比-0.3%）と依然として高止まりし、現に大きな変化は見られない状況となっています。「N T T東・西以外の事業者による固定系と移動系の連携サービスの開始など、新たなサービス競争が行われ始めている」ことによって、ただちに「市場支配力を行使する可能性は低い」とは言えず、N T T東・西は引き続きボトルネック設備・顧客基盤を保有することによって、市場支配力を行使している状況にあると考えます。従って、これまで以上に市場支配力を行使し得る環境とならないよう、現行のボトルネック設備規制・禁止行為規制を維持・強化することが必要であるとの分析を行うべきです。

また、市場支配力の存在はそれだけで公正な競争環境を阻害する十分な要因となるため、市場が公正な競争状況にあるか否かについて、実態を的確に把握し、グループドミナンスの観点も踏まえ、市場支配力の存在に着目した評価を行うことが必要です。

【K D D I】

以上